



# 法人税法特殊研究 I ・ II

経営学研究科 客員教授 森高 厚胤

2024年4月13日

ホームページ掲載用抜粋

## 【目次】

1	税法条文の読み方	
2	法人税法総則（納税義務者・課税所得・公益法人課税）	
3	益金の額・損金の額・公正処理基準	
4	貸倒損失・子会社等支援と寄附金	
5	企業組織再編税制（制度概要・完全支配関係・適格判定）	
6	企業組織再編税制（繰越欠損金・行為計算否認）	
7	グループ法人税制（制度概要・受贈益・寄附金）	
8	グループ法人税制（譲渡損益調整資産の譲渡損益）	
9	グループ通算制度（制度概要・損益通算）	
10	グループ通算制度（欠損金の通算）	

## 【番外編】

1	資本的支出と修繕費	
2	借地権の設定等に伴う所得の計算	

# 1 税法条文の読み方

## ■ 法令解釈の仕方

「具体的な事実に法を適用するためには、法の意味内容を明らかにする必要がある。この作用を法の解釈という。租税法は侵害規範であり、法的安定性の要請が強くはたらくから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない。」

「ただし、文理解釈によって規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に、規定の趣旨目的にてらしてその意味内容を明らかにしなければならないことはいうまでもない。」

金子宏『租税法〔第24版〕』123頁、124頁（弘文堂、2023年）

### ✓ 文理解釈

法令の規定をその規定の文字や文章の意味するところに即して解釈することをいう。

### ✓ 拡張解釈

法令の規定の文字を、それが法学における通常用例よりも若干広げて解釈することをいう。

### ✓ 類推解釈

似通った事柄のうち、一方についてだけ規定があって、他方については規定がない場合に、その規定と同じ趣旨の規定が他方にあるものと考えて解釈することをいう。

## ■ 法令用語

法律、政令、省令等の規定は、一般的かつ抽象的に規定されており、社会経済において起こりうる全ての場合が規定されているものではない。また、法令上、使用されている用語も、全てについて具体的な定義規定が設けられているものではない。

このように立法者が特に意味を解釈せずに用いている文言については、第一に法律用語として法律家の間における周知の意味が付されていると考え、第二に法律用語として用いられていない文言は通常の国語辞典等という意味に解することが一般的である。

森高厚胤ほか『法人税・法人事業税ガイドブック』8頁（大蔵財務協会、2023年）

## ■ 法令上の慣用語

法令上の慣用語というのは、法令中において特別の意義をもって用いられることばをいい、例えば、述語としては、「みなす」、「推定する」「ものとする」などがあり、接続詞等としては、「及び」、「又は」、「この場合において」などがある。

荒井勇『税法解釈の常識』112頁（税務研究会出版局、1998年）

## 第1 これからの公用文は、どうあるべきか

法律が法律の専門家だけにわかり、通達が官庁の事務に慣れた人だけにわかるというの  
ではいけない、公用文は、義務教育を受けた  
人ならば、だれでも一応わかるというのが理  
想である。

- 分かりやすい文章
- 読み手に誤解されない正確な文章
- 簡素な文章

# 文章について考える ～ 分かりやすい文章 ～

## 問題 1 (3分)

次の文章からイメージする図を記載してください。

- ① 線を一本引いてください
- ② ○を一つ書いてください
- ③ もう一つ○を書いてください

解答

## 問題 2 (3分)

次の文章からイメージする図を記載してください。

- ① 解答欄の中央に 5 cm の横線を一本引いてください
- ② その横線の中央から、上に 2 cm の位置に直径 1 cm の○を一つ書いてください
- ③ その横線の中央から、下に 2 cm の位置に直径 1 cm の○を一つ書いてください

解答

# 文章について考える ～ 簡素な文章 ～

## 問題5 (5分)

### 図解グループ通算税制 (はしがき)

連結納税制度については、その制度の適用実態やグループ経営の実態を踏まえ、日本の企業が効率的にグループ経営を行い、競争力をより十分に発揮できるよう見直しが行われ、その結果、損益通算の基本的な枠組みは維持しつつ、企業の事務負担の軽減等の観点からグループ通算制度に移行することとなり、同制度は、原則として、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用することとされておりますが、その適用は、連結納税制度と同様に企業の皆様方の選択によることとされ、損益通算等の適用を受けるための承認を受けることが必要とされておりますので、本書では、第1章で制度の基本的な考え方及びしくみについて、第2章で個別制度の取扱いについて、重要な情報を的確にできるだけ平易なことばを用い、図表を豊富に盛り込みながら、かつ、手短かに説明することを意識し、経営者及び経理担当者の皆さんをはじめ、実務家の方々まで幅広くご利用いただけるよう工夫しております。

## 解答

### 図解グループ通算税制 (はしがき)



# 適切な文章を書くのための基礎力

---

## 読解力

文章を読んで、その意味を理解する力

## 創造力

自分の考えで、新しく作り出す力

(三省堂国語辞典 第八版より)

# 読解力 / 創造力 ～ 「法令解釈」 練習問題～

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約（**日米租税条約**）

## 第7条（事業所得）

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

問題（5分）

日米租税条約第7条第1項について、分かりやすく解説してください。

（ヒント）

日本の企業が外国で事業を行った場合にはどのような課税が行われることが規定されているか。

解答

# 読解力 / 創造力 ～ 「法令解釈」 練習問題～

---

解説



## 用語

できるだけ易しい、社会一般に使い慣れている言葉を用いる

- 難しい用語
- 略語
- 文語調
- **法令等によく用いる用語**

## ■ 法令等によく用いる用語

「又は」「若しくは」 / 「及び」「並びに」

### 「又は」「若しくは」

- ✓ 選択的接続詞であって、「か」という意味
- ✓ 各名詞は「、」で結び、最後の名詞の前にのみ「又は」をおく（「及び」も同じ。）
- ✓ 大きい選択的連結に「又は」を用い、小さい選択的連結に「若しくは」を用いる

### 「及び」「並びに」

- ✓ 併合的接続詞であって、「と」という意味
- ✓ 大きい併合的連結に「並びに」を用い、小さい併合的連結に「及び」を用いる

## ■ 法令等によく用いる用語

「又は」「若しくは」 / 「及び」「並びに」

### 問題（5分）

次の意味になるように、「又は」「若しくは」 / 「及び」「並びに」を用いて、文章を作成してください。

- ① この料理は、醤油、塩、こしょうの**全て**を使用します。
- ② この料理は、醤油、塩、こしょうのうち**いずれか**を使用します。

解答

## ■ 法令等によく用いる用語

「…とする。」 / 「…ものとする。」

### 「…とする。」

- ✓ 創設的であって、決定的、固定的に規定する場合に用いる。
- ✓ 「制度的に、そのように決める」といった場合に主として用いる。
- ✓ 「しなければならない」という意味をもつ。

### 「…ものとする。」

- ✓ 決定的、固定的に規定しないで、原則なり、方針なりを規定する場合に多く用いる。
- ✓ それに従って処理することが当然期待されるという感じのもの。  
「しなければならない」というのと実質は同じだが、表現がやわらかい。

荒井勇『税法解釈の常識』115頁,124頁（税務研究会出版局、1998年）

## 所得税法施行令第95条 (譲渡所得の収入金額とされる補償金等)

**契約**（契約が成立しない場合に法令によりこれに代わる効果を認められる行政処分その他の行為を含む。）**に基づき、又は資産の消滅**（価値の減少を含む。以下この条において同じ。）**を伴う事業でその消滅に対する補償を約して行なうものの遂行により譲渡所得の基因となるべき資産が消滅をしたこと**（借地権の設定その他当該資産について物権を設定し又は債権が成立することにより価値が減少したことを除く。）**に伴い、その消滅につき一時に受ける補償金その他これに類するものの額は、譲渡所得に係る収入金額とする。**

荒井勇『税法解釈の常識』115頁（税務研究会出版局、1998年）



## ■ 法令等によく用いる用語

「ただし」 / 「したがって」 / 「また」 / 「なお」

### 「ただし」

- ✓ 本文に対する例外を定める場合
- ✓ 本文を除外する場合に通常「この限りでない」「を除く」の語句で結ぶ

### 「したがって」

- ✓ 主文章に従属して生ずる事項についての説明
- ✓ 主文章に関係がある事項から生ずるものなどを続けて定める場合

### 「また」

- ✓ 主文章で定めていることのほかに、これに関連する事項を付随的に定める場合
- ✓ 「そのほかに」又は「そのうえに」という意味

### 「なお」

- ✓ 主文章に定めている事項に従属する事項を定める場合
- ✓ 主文章に定めている事項について注意を喚起する事項を定める場合

## ■ 法令等によく用いる用語

### 「その他」 / 「その他の」

#### 「その他」

- ✓ 「その他」の前に特記された事項以外の事項が並列的に多数予想される場合に用いられるのが原則。
- ✓ 「その他」の次に書かれる事柄は、その前に書かれる事柄と並列の関係にある場合に用いられるのが普通。

#### 「その他の」

- ✓ 「その他の」の前に置かれたことばがその後に置かれたことばの意味の中に含まれ、その例示としての役割をもつ場合に用いる。

荒井勇『税法解釈の常識』171頁（税務研究会出版局、1998年）

## 所得税法第27条（事業所得） 1項

事業所得とは、**農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業****その他の事業**で政令で定めるものから生ずる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいう。

## 所得税法施行令第63条（事業の範囲）

法第27条第1項（事業所得）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（不動産の貸付業又は船舶若しくは航空機の貸付業に該当するものを除く。）とする。

- 一 **農業**
- 三 **漁業**及び水産養殖業
- 五 建設業
- 六 **製造業**
- 七 **卸売業及び小売業**（飲食店業及び料理店業を含む。）
- 八 金融業及び保険業
- 九 不動産業
- 十 運輸通信業（倉庫業を含む。）
- 十一 **医療保健業、著述業その他のサービス業**
- 十二 前各号に掲げるもののほか、対価を得て継続的に行なう事業

## 所得税法第2条（定義）27号

災害とは、震災、風水害、火災**その他**政令で定める災害をいう。

（例えば）

災害とは、震災、風水害、火災**その他の災害**で政令で定める災害をいう。

## 所得税施行令第9条（災害の範囲）

法第2条第1項第27号（災害の意義）に規定する政令で定める災害は、冷害、雪害、干害、落雷、噴火**その他**の自然現象の異変による災害**及び**鉱害、火薬類の爆発**その他**の人為による異常な災害**並びに**害虫、害獣**その他**の生物による異常な災害とする。

## 問題（5分）

次の条文は、どのように読むでしょうか。

### 法人税法第37条（寄附金の損金不算入） 7項

前各項に規定する寄附金の額は、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもつてするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産 **又は** 経済的な利益の贈与 **又は** 無償の供与（**広告宣伝及び**見本品の費用その他これらに類する費用 **並びに** 交際費、接待費 **及び** 福利厚生費とされるべきものを除く。次項において同じ。）をした場合における当該金銭の額 **若しくは** 金銭以外の資産のその贈与の時における価額 **又は** 当該経済的な利益のその供与の時における価額による **ものとする**。

## 解説

それでは、この条文の内容を納税者にも分かりやすい文章とするにはどのようにしたらよいでしょうか。

解答

## 問題（5分）

次の条文は、どのように読むでしょうか。

### 法人税法第34条（役員給与の損金不算入） 5項

第1項に規定する業績連動給与とは、利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他の同項の内国法人又は当該内国法人との間に支配関係がある法人の業績を示す指標を基礎として算定される額又は数の金銭又は株式若しくは新株予約権による給与及び第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは承継譲渡制限付株式又は第54条の2第1項に規定する特定新株予約権若しくは承継新株予約権による給与で無償で取得され、又は消滅する株式又は新株予約権の数が役務の提供期間以外の事由により変動するものをいう。



# 文書作成ルール 練習問題 2-② (解説)

---

## 文書作成ルール 練習問題 2-③

---

それでは、この条文の内容を納税者にも分かりやすい文章とするにはどのようにしたらよいでしょうか。

解答

# 文書作成ルール 「又は」事例紹介

## ■ 国税不服審判所裁決平成29年10月11日(TAINSコードF0-1-878)

個人間の売買により既存住宅を消費税等の負担なく取得し、その取得に係る費用である仲介手数料に新消費税率による消費税額等が含まれていても、本件取得は措置法41条5項に規定する特定取得に該当しないとして事例（住宅借入金等特別控除/特定取得の意義）

## ■ 法令解釈

一般に、法令上の文言が、「又は」という接続詞を用いて結合された文言を複数組み合わせで規定されている場合、全ての組合せを意味する（いわゆる「**たすき掛けあり**」）こともあれば、ある特定の組合せのみを意味する（いわゆる「**たすき掛けなし**」）こともあり、**いずれであるかは解釈により決定される。**

例えば、国税通則法第23条《更正の請求》第2項第2号の「その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等」は、全ての組合せを意味する「たすき掛けあり」であり、同法第115条《不服申立ての前置等》第2項の「再調査の請求又は審査請求について決定又は裁決をした者」は、「再調査の請求について決定をした者」と「審査請求について裁決をした者」という組合せのみを意味する「たすき掛けなし」である。）。

# [参考文献等]

P3

金子宏「租税法〔第24版〕」123頁、124頁（弘文堂、2023年）

P4

森高厚胤ほか「法人税・法人事業税ガイドブック」8頁（大蔵財務協会、2023年）

荒井勇「税法解釈の常識（第27刷）」112頁（税務研究会出版局、1998年）

P5

文部省作成「公文書の書式と文例（昭和34年11月）」

[https://www.bunka.go.jp/kokugo\\_nihongo/sisaku/joho/joho/series/21/pdf/kokugo\\_series\\_021\\_04.pdf](https://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/sisaku/joho/joho/series/21/pdf/kokugo_series_021_04.pdf)

P15,16,18

荒井勇『税法解釈の常識(第27刷)』（税務研究会出版局、1998年）